

〇〇〇〇規約

(名称)

第1条 本サークルは、〇〇〇〇〇と称する。

(活動拠点) **常三島又は蔵本**

第2条 本サークルの活動拠点は、徳島大学〇〇地区とする。

(目的) **以下の網掛けの部分は例なので、サークルの内容に合わせて変更すること**

第3条 本サークルは、〇〇〇〇〇活動を通して、部員の〇〇〇技術の向上と相互の親睦を図るとともに、人格形成を促し、あわせて〇〇〇の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本サークルの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇技術の習得のため、各種〇〇〇に参加する。
- (2) 他大学との技術の交流を行う。
- (3) 〇〇〇〇〇〇を行う。

(部員)

第5条 部員は、徳島大学の学生で、第3条の目的に賛同し入部するものとする。

2 部員は、本人の意志で退部することができる。

3 部員が規定に違反する行為その他やむを得ない事由があったときは、部長の名において除籍することができる。

(役員) **主将、副主将等、サークルの内容に合わせて記載すること**

第6条 本サークルに次の役員を置き、役員会を組織する。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 会計

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

2 部長は、部員の代表として本サークルの運営を総括する。

3 副部長は、部長の業務を補佐する。また、部長が業務を行えないときには、代行として業務を行う。

4 会計は、サークルの出納その他の業務を担当する。

(選出)

第8条 役員は、部員の内から総会において選出する。

(任期)

第9条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第10条 役員会は部長が招集し、役員全員の出席をもって成立する。

(総会)

第11条 総会は、本サークルの最高議決機関とし、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事項
- (2) 本サークル運営の基本事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員の仕事に関する事項

(5) その他、本サークルの運営に関わる重要な事項

(成立要件)

第12条 総会は、部員総数の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第13条 総会の議長は、役員会の推薦に基づき、総会の承認を得て選出する。

(決議)

第14条 決議は、出席部員の過半数をもって成立し、可否同数のときは議長が決定する。

(会計)

第15条 本サークルの会計は、部員の納める会費をもってあて、総会で認めたものに支出する。

2 会計年度は、4月に始まり翌年の3月をもって終了する。期間は1月から12月でも可

3 会計監査は年1回行い、部長及び副部長がこれを行う。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。